

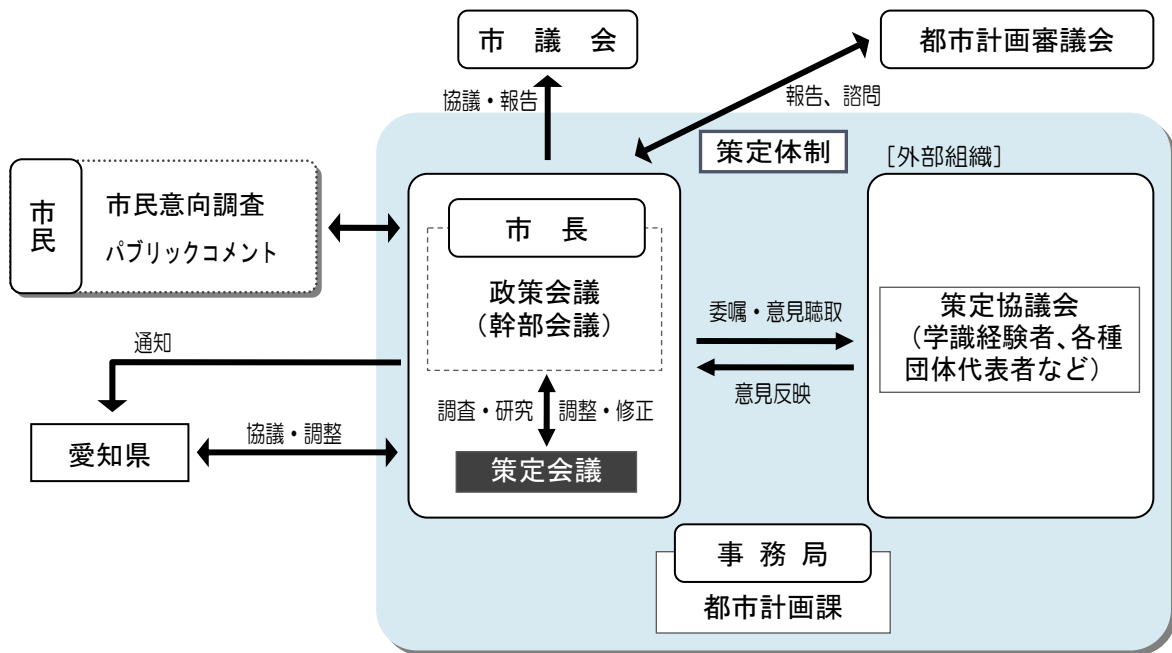
参考資料

1 策定の体制

(1) 策定体制

計画策定に当たっては、庁内職員で構成する「政策会議」及び「策定会議」にて全庁的な検討体制を構築し、計画の作成を行いました。また、多角的な視点による意見を把握し、実行性のある計画とすることを目的に、学識経験者、各種団体代表者、市民の代表者などで構成する「策定協議会」を設置し、各種計画に係る助言を受けながら検討を進めました。

そのほか、市民の意見を反映するため、市民意向調査、パブリックコメントを実施し、市議会へ協議などを行いました。



■ 策定体制

(2) 策定協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づく本市の都市計画に関する基本的な方針、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条の2の規定に基づく本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づく本市の住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（以下「都市計画マスタープラン等」という。）を市民と行政が協働で策定するため、江南市都市計画マスタープラン等策定協議会（以下「策定協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 都市計画マスタープラン等に関し、市民の意向を反映するため、策定協議会を設置する。

(所掌事務)

第3条 策定協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープラン等の策定に係る調査及び研究に関すること。
- (2) 都市計画マスタープラン等の策定に係る調整及び修正に関すること。
- (3) その他第1条の目的を達成するための必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 策定協議会は、委員16人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 市民を代表する者
- (4) 国の関係行政機関又は県の職員

2 策定協議会に会長、副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会議を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員は、事故その他やむを得ない事由により、会議に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届け出て、代理人を出席させることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。ただし、第1回協議会については市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて委員以外の者に、協議会への出席及び資料の提供等を要請することができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、都市整備部都市計画課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年7月20日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 江南市都市計画マスタープラン策定協議会設置要綱（平成19年10月1日施行）

(2) 江南市緑の基本計画策定協議会設置要綱（平成21年6月1日施行）

3 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(3) 策定協議会委員名簿

(敬称略・順不同) ◎は会長、○は副会長

| 区 分 | 平成 29 年度 | | 平成 30 年度 | |
|-------|----------|-----------------------------------|----------|-----------------------------------|
| | 氏名 | 役職名等 | 氏名 | 役職名等 |
| 学識経験者 | ◎加藤 幸治 | 第 6 次江南市総合計画 市民会議第 1 分科会 会長 | ◎加藤 幸治 | 第 6 次江南市総合計画 市民会議第 1 分科会 会長 |
| 団体代表 | ○杉浦 賢二 | 江南商工会議所 副会頭 | ○杉浦 賢二 | 江南商工会議所 副会頭 |
| 学識経験者 | 伊藤 由香 | 愛知江南短期大学 学長 | 伊藤 由香 | 愛知江南短期大学 学長 |
| 学識経験者 | 平林 野江 | 元江南市教育委員会 委員 | 平林 野江 | 元江南市教育委員会 委員 |
| 団体代表 | 小川 隆史 | 愛知北農業協同組合 常務理事 | 小川 隆史 | 愛知北農業協同組合 常務理事 |
| 団体代表 | 羽山 光正 | フラワーパーク江南 友の会 会長 | 羽山 光正 | フラワーパーク江南 友の会 名誉会長 |
| 団体代表 | 近藤 博之 | 名鉄バス株式会社 取締役 | 吉岡 実 | 名鉄バス株式会社 運行課長 |
| 市民代表 | 伊神 卓 | 草井地区 代表区長 | 伊神 卓 | 草井地区 前代表区長 |
| 市民代表 | 牧田 二郎 | 宮田地区 代表区長 | 岡地 廣明 | 松竹区 区長 |
| 市民代表 | 澤野 康樹 | 古知野区 区長 | 暮石 浩章 | 古知野区 区長 |
| 市民代表 | 三ツ口 和男 | 布袋区 区長 | 三ツ口 和男 | 布袋区 前区長 |
| 愛知県職員 | 八田 陽一 | 愛知県建設部 都市計画課 課長 | 片山 貴視 | 愛知県建設部 都市計画課 課長 |
| 愛知県職員 | 桜井 種生 | 愛知県建設部 公園緑地課 課長 | 桜井 種生 | 愛知県建設部 公園緑地課 課長 |
| 愛知県職員 | 水野 悦司 | 愛知県一宮建設事務所 企画調整監 | 水野 悦司 | 愛知県一宮建設事務所 企画調整監 |

[オブザーバー]

| 平成 29 年度 | | 平成 30 年度 | |
|----------|---------------------------|----------|---------------------------|
| 氏名 | 役職名等 | 氏名 | 役職名等 |
| 菅原 賢 | 国土交通省中部地方整備局 建政部 都市調整官 | 地下 調 | 国土交通省中部地方整備局 建政部 都市調整官 |

(4) 策定会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民と行政が協働で策定する都市計画に関する基本的な方針、市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（以下「都市計画マスタープラン等」という。）を、上位計画等を踏まえ立案をするため、江南市都市計画マスタープラン等策定会議（以下「策定会議」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 都市計画マスタープラン等に関し、市民の意向を反映するため、策定会議を設置する。

(所掌事務)

第3条 策定会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープラン等の策定に係る調査、研究に関すること。
- (2) 都市計画マスタープラン等の策定に係る調整、修正に関すること。
- (3) その他第1条の目的を達成するための必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 策定会議は、議長、副議長及び構成員をもって組織する。

- 2 議長は都市整備部長、副議長は都市計画課長をもって充てる。
- 3 構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 前項に規定する者のほか、国の関係行政機関又は県の職員を構成員として市長が委嘱することができる。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 構成員は、事故その他やむを得ない事由により、会議に出席できないときは、あらかじめ、その旨を議長に届け出て、代理人を出席させることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、都市整備部都市計画課において行う。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月20日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 江南市都市計画マスタープラン策定会議設置要綱（平成19年10月1日施行）
 - (2) 江南市緑の基本計画策定会議設置要綱（平成21年6月1日施行）
- 3 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| | |
|-----|-----------|
| 議長 | 都市整備部長 |
| 副議長 | 都市計画課長 |
| 構成員 | 商工観光課長 |
| 構成員 | 農政課長 |
| 構成員 | 環境課長 |
| 構成員 | 高齢者生きがい課長 |
| 構成員 | 福祉課長 |
| 構成員 | 健康づくり課長 |
| 構成員 | 土木課長 |
| 構成員 | 建築課長 |
| 構成員 | 防災安全課長 |
| 構成員 | 下水道課長 |
| 構成員 | 水道課長 |
| 構成員 | 地方創生推進課長 |
| 構成員 | 秘書政策課長 |
| 構成員 | 行政経営課長 |
| 構成員 | こども政策課長 |
| 構成員 | 教育課長 |
| 構成員 | 生涯学習課長 |
| 構成員 | スポーツ推進課長 |

(5) 会議などの開催経緯

| 月 日 | 種 別 | 内 容 |
|------------------|-----------|---|
| 7月11日 | 都市計画審議会 | ・計画策定の概要説明について |
| 8月10日 | 第1回策定会議 | ・計画策定の概要説明について ・市民意向調査について |
| 8月22日 | 政策会議 | ・市民意向調査について |
| 9月15日 | 建設産業委員協議会 | ・計画策定の概要説明について ・市民意向調査について |
| 10月5日 ～10月20日 | 市民意向調査 | ・満18歳以上の市民3,000人を対象に実施 |
| 10月12日 | 第1回策定協議会 | ・計画策定の概要説明について ・市民意向調査について |
| 11月1日 | 都市計画審議会 | ・市民意向調査について |
| 11月20日 | 第2回策定会議 | ・市民意向調査結果について ・現況調査結果及び課題について |
| 11月27日 | 政策会議 | |
| 12月13日 | 建設産業委員協議会 | |
| 12月26日 | 第2回策定協議会 | |
| 1月25日 | 第3回策定会議 | ・都市計画マスタープランにおける基本理念及び都市づくりの目標について ・緑の基本計画における基本理念及び基本目標について |
| 2月13日 | 政策会議 | |
| 3月12日 | 建設産業委員協議会 | |
| 3月19日 | 第3回策定協議会 | |
| 3月23日 | 都市計画審議会 | |

平成29年度

| 月 日 | 種 別 | 内 容 | |
|--------------------|-----------------|---------------------|---|
| 平成 30 年 度 | 5月8日 | 都市計画審議会 | ・平成29年度における取り組みについて |
| | 5月17日 | 第4回策定会議 | ・都市計画マスタープランにおける都市づくりの方針について ・緑の基本計画における緑の配置方針について |
| | 5月29日 | 政策会議 | |
| | 6月20日 | 建設産業委員協議会 | |
| | 7月3日 | 第4回策定協議会 | |
| | 8月6日 | 第5回策定会議 | ・都市計画マスタープランにおける地域別構想について ・緑の基本計画における緑の施策について |
| | 8月24日 | 政策会議 | |
| | 9月28日 | 第5回策定協議会 | |
| | 10月1日 | 全員協議会 | ・パブリックコメント前の素案について |
| | 10月5日 | 都市計画審議会 | |
| | 10月6日 ～10月7日 | パブリックコメント PRイベント | (市民まつり) ・航空写真、計画概要、パブリックコメントの実施概要のパネル展示 |
| | 10月9日 ～11月8日 | パブリックコメント | — |
| | 11月14日 | 第6回策定会議 | ・パブリックコメント結果について |
| | 12月21日 | 政策会議 | |
| | 12月25日 | 第6回策定協議会 | |
| | 12月27日 | 都市計画審議会 | ・都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の諮問 |
| 1月29日 | 全員協議会 | ・パブリックコメント結果について | |
| 3月28日 | 公表 | — | |

2 市民参加

(1) 市民意向調査

1) 調査の目的

都市計画マスタープランについては、日常生活（通勤、通学、通院、買い物・娯楽、子育てなど）における移動実態の把握のほか、都市づくり方向性、利便性の高い生活環境、緑を身近に感じるための方策、まちづくりへの参画のあり方などに関する意向を把握することを目的としました。

緑の基本計画については、市民の緑の量に対する認識や日常生活における公園の利用実態、緑地の保全や緑化の推進に向けた行政や市民の取り組みに関する意向などを把握することを目的としました。

2) 実施期間

平成 29 年 10 月 5 日～平成 29 年 10 月 20 日

3) 調査対象者の抽出

満 18 歳以上の市民 3,000 人を無作為に抽出し、対象者としました。

4) 調査票の発送・回収

調査票の発送及び回収は、郵送にて行いました。

5) 配布票数と回収票数

| 配布票数 | 回収票数 | 回収率 |
|-------|-------|-------|
| 3,000 | 1,179 | 39.3% |

(2) PRイベント

1) 開催の目的

パブリックコメント実施の直前に開催される江南市民まつりにあわせて、江南市都市計画マスタープラン（案）及び江南市緑の基本計画（案）の概要、江南市の過去と現在の比較ができる航空写真、パブリックコメントの実施概要のパネルを展示し、江南市のまちづくりや緑への関心の高揚とパブリックコメント実施の周知を目的としました。

2) 開催実績

I.実施日

平成30年10月6日（土）、7日（日）

※天候不良のため7日の市民まつりは中止されました。

II.実施内容

江南駅周辺と布袋駅周辺の過去と現在を写した航空写真の展示

江南市都市計画マスタープラン（案）及び江南市緑の基本計画（案）の概要の展示

パブリックコメントの実施概要の展示



■ イベント時の風景

(3) パブリックコメントの実施

1) 実施期間

平成 30 年 10 月 9 日～平成 30 年 11 月 8 日

2) 意見を提出された方

4 名

3) 意見の件数

9 件

4) 意見の概要及び市の考え方

I. 江南市都市計画マスタープラン（案）について

（意見の概要につきましては、取りまとめ及び要約をしています。）

【第 3 章 都市づくりの方針について】

No.1

| | |
|-------|--|
| 意見の概要 | 五条川の付近は、田んぼや畑が広がり、五条川沿いの桜が美しく、川の恵みで生き物の生態系も豊かな良い場所です。農業の担い手の問題もあると思いますが、南部には北部と比べ公園や緑が少ないと感じます。このままの景観を利用して残して欲しいと思います。また、五条川が越水した際も田んぼが広がるおかげで被害も少なく済んだと思います。 |
| 市の考え方 | 本計画の第 3 章都市づくりの方針における土地利用の方針では、南部地域の貴重な緑地となる五条川沿いの尾北自然歩道をレクリエーションエリアとして位置づけています。環境保全に努め、桜並木が生み出す景観を適切に維持するために、関係機関と協議しながら維持管理に努めていきます。また、第 3 章都市づくりの方針における自然環境保全の方針にて、市街化調整区域に広がる一団の農地については、営農の役割だけではなく、洪水等による浸水被害の抑制や田園景観の形成など様々な機能を有していることから、地域と協力して保全に努める旨を記載しています。やむを得ず農地が開発される場合には、特定都市河川浸水被害対策法や江南市雨水流出抑制基準に基づき雨水貯留施設の設置を促進するなど代替機能を確保し、安心安全な都市づくりに努めています。 |

| | |
|-------|--|
| 意見の概要 | <p>江南市内の市街化調整区域に昭和 46 年以降に新築された建物も、古いものだと築 47 年となり、空き家も多く存在している。江南市に存在する空き家の内、上記の建物について、これまでの都市計画法に基づき定められた県の基準では、適用して利活用や処分することが難しく、このままでは利活用はおろか、処分も解体もできない崩壊寸前朽廃家屋ばかりが市内の郊外の至る所に存在し、自分たちが生まれ育った活気ある故郷とは真逆の風景になってしまうと恐れています。ぜひ、国や県の基準にとられることなく江南市独自の基準や条例で、空き家問題に対して他の市町村よりもいち早く対応することを望みます。</p> |
| 市の考え方 | <p>市街化区域と市街化調整区域に区分された、昭和 45 年 11 月 24 日以降に建築した市街化調整区域内の空き家の利活用については、所有者や建物用途が変更される場合、原則、都市計画法の許可が必要になります。具体的な基準としては、原則 10 年以上適正に利用された住宅で社会通念上やむを得ない事情がある場合などは、愛知県開発審査会基準第 16 号の用途変更の許可により、利活用が可能となっています。その他の許可基準についても、案件に応じて検討が必要になると考えています。本市独自の新たな都市計画法の許可基準や条例については、国の開発許可制度運用指針の趣旨を鑑み、慎重に検討する必要があると考えています。</p> <p>本計画の第 3 章都市づくりの方針における市街地整備の方針では、増加傾向にある空き家については、地域資源としての空き家の流通・利活用を図るため、「江南市空家等対策計画」に基づき、空き家の改修方法や魅力等の情報発信などを行うとともに、空き家バンク制度の活用を図る旨を記載しています。空き家問題の今後については、空き家に関する案内や相談体制の充実を推進し、江南市空家等対策計画に基づき、危険な空き家の解体に対する補助金制度などの施策について検討していきます。</p> |

| | |
|-------|---|
| 意見の概要 | <p>農家のほとんどが自給的農家であるならば、農業振興地域の見直しや農地転用の要件を緩和するなど農地の有効活用を考えるべきだと思われる。</p> |
| 市の考え方 | <p>農地の土地利用については、本計画の第3章都市づくりの方針における土地利用に関する基本的な考え方で、幹線道路沿いの一部の農地等については、本市の活力を向上するために、周辺環境と調和して、産業振興に向けた土地利用を図る旨を記載しています。また、第3章都市づくりの方針における土地利用の方針において、市街地周辺の地域を田園集落地として位置づけ、既存集落と共生して、一団の農地の保全に努め、緑化機能の確保を図る旨を記載しています。</p> <p>本市の農業の現状を鑑みますと、農業従事者の高齢化や担い手の不足などの課題があり、専業農家による大規模な一団の農地における農業から兼業農家による小規模な農地における農業を含め、農業の担い手の確保や「農」と触れ合える生活の提供など、農地の有効活用を目指す取り組みが必要であることから、今後具体的に検討していきます。</p> <p>また、江南市農業振興地域整備計画の見直しを平成31年度から平成32年度にかけて実施する予定です。今後農業上の利用を図るべき区域として、農業振興地域の整備に関する法律における要件等に基づき、市情勢の変化に合わせた計画の見直しを検討しています。</p> <p>なお、農地転用許可については、農地法に基づく農地転用許可制度のもとに定められているため、本市が独自に許可基準を変更することはできません。</p> |

| | |
|-------|---|
| 意見の概要 | <p>交通機関を整備しないと、高齢者がいくつになっても車を手放すことができず危険である。高屋町には、店舗や江南市スポーツセンターがあるが、路線バスの本数が少なく、車以外に行く手段が無く、困っている。</p> |
| 市の考え方 | <p>本計画の第3章都市づくりの方針における交通施設の方針に、公共交通の利便性の確保として、本市の中心拠点間及び中心拠点と地域拠点間を結ぶネットワークとして、鉄道や路線バスを中心とする公共交通を維持確保する旨を記載しています。</p> <p>現在、中心拠点である江南駅と、地域拠点である江南厚生病院や江南市スポーツプラザをはじめとした生活に密着した施設が集積した地域の間については、午前6時から午後9時まで概ね1時間に2本、平日は1日あたり片道で29本の路線バスが運行されているため、この運行サービスの維持を図ります。</p> <p>路線バスでカバーできない地域については、いこまいCARにより、市内全域を移動できる環境を維持確保します。</p> |

| | |
|-------|--|
| 意見の概要 | <p>下水道の整備が遅い。木曽川の水質保全のためにも早く進めるべきである。</p> |
| 市の考え方 | <p>江南市の公共下水道事業の進捗状況は、事業着手が平成5年度と遅かったこともあり、下水道普及率（市内の人口に対する下水道処理区域内の人口の割合）が平成29年度末時点で35.2%となっています。</p> <p>このような現状を踏まえ、本計画の第3章都市づくりの方針における下水道の方針として、健康で快適な暮らしと良好な河川環境の実現に向けて、江南市公共下水道事業基本計画に基づいた計画的な施設整備を推進する旨を記載しており、現在、市街化区域内の整備を平成33年度末までに完了すべく、急ピッチで事業を進めているところです。あわせて、下水道への接続に対する市民の理解を深め、普及促進を図るため啓発活動も行っているところです。市街化調整区域内については、合併処理浄化槽とのすみわけによる、効率的な汚水処理施設整備について検討し、河川等の水質保全や居住環境の改善に努めていきます。</p> |

| | |
|-------|---|
| 意見の概要 | <p>地域別構想中部地域では（都）江南通線の整備を推進、（都）江南大口線の整備を促進し、（都）江南岩倉線と（都）本町通線は検討と記載されている。検討は今後少なくとも10年間は着手しないとの江南市の意思を意味する。</p> <p>江南市が周囲の地域と交流することにより経済の活性化を図り、古知野と布袋の均衡のとれた発展を目指すべきと考える。</p> |
| 市の考え方 | <p>都市計画マスタープランでは、今後10年間における都市施設の整備の方針も示しています。本市の財政状況は厳しく、限られた財源の中で効率的に効果を発現させるため、「選択と集中」により基盤整備を進めています。</p> <p>現在、（都）江南通線や（都）江南大口線については事業化しており、本計画の第4章地域別構想【中部地域】の施設整備の方針において、整備の進捗を図るため「整備を推進」及び「整備を促進」と記載しています。（都）江南岩倉線は、第2章都市づくりの基本理念と目標における将来都市構造図において、通勤・通学を支える本市の生活軸として位置づけている重要な路線であり、また（都）本町通線は、第4章地域別構想【中部地域】の施設整備の方針において、地域の円滑な交通処理に必要な路線として位置づけていることから、今回整備を図るよう検討したいと考えており、前述の「選択と集中」の状況を踏まえながら、事業に着手する時期について慎重に検討したいと考えています。</p> <p>本計画の第2章都市づくりの基本理念と目標における将来都市構造では、江南駅周辺と布袋駅周辺を都市機能の集積・維持を図る中心拠点として位置づけております。両駅を中心とした利便性と魅力を提供できる拠点の形成を検討していく中で、江南駅を中心とした古知野地域のまちづくりについては、現在、鉄道高架化事業をはじめとした基盤整備が進行中である布袋駅付近の事業効果を検証した上で、古知野地域の方々の声を参考に検討していきたいと考えています。</p> |

| | |
|-------|--|
| 意見の概要 | <p>①（都）江南岩倉線の内、宮後地区の名鉄犬山線と交差する未完成箇所に跨線橋を設置し岐阜県各務原市川島地区と江南市を經由して小牧市を結ぶ動脈とする。</p> <p>②東海北陸自動車道の一宮木曾川インターチェンジと江南駅を直接的に結び、江南市と一宮市が密に連携する。</p> <p>③東海環状自動車道と江南市を4車線の愛岐大橋によりつなぎ、産業の軸とする。</p> |
| 市の考え方 | <p>①本計画の第2章都市づくりの基本理念と目標における将来都市構造図において、（都）江南岩倉線については、通勤・通学を支える本市の生活軸として位置づけており、主要な路線として考えています。本路線の名鉄犬山線と交差する箇所は、道路が高架し鉄道が平面で立体交差する計画であり、事業費や技術的な課題もありますが、第4章地域別構想【中部地域】の施設整備の方針にて記載しているとおり、整備を図るよう検討したいと考えています。</p> <p>②本計画の第3章都市づくりの方針における道路整備の方針図では、東海北陸自動車道一宮木曾川インターチェンジがある一宮方面との連携を担う路線として（都）木曾川古知野線があります。隣接する一宮市との市境部分に一部未整備の箇所がありますので、一宮市の整備に向けた動向を注視しながら、江南市地内の整備時期を検討します。</p> <p>③本計画の第2章都市づくりの基本理念と目標における将来都市構造図においては、愛岐大橋につながる（都）愛岐大橋線、（都）愛岐南北線及び（都）豊田岩倉線を南北の産業軸と位置づけておりますが、現在、愛知県及び岐阜県により、愛岐大橋から上流側の扶桑町地内において新愛岐大橋（仮称）の整備が進められており、本市としましても、これによる早期の事業効果を期待しています。</p> |

| | |
|-------|--|
| 意見の概要 | <p>過去 16 年間で古知野と布袋の都市計画の投資格差が著しい。江南駅への交通量の減少は古知野の地盤沈下を示し、古知野地区の都市整備が不十分だったことを顕著に現わす。布袋地区への選択と集中を止め、古知野地区と布袋地区への投資を同等とする。</p> |
| 市の考え方 | <p>本計画の第 2 章都市づくりの基本理念と目標における将来都市構造では、江南駅周辺と布袋駅周辺を都市機能の集積・維持を図る中心拠点として位置づけています。また、第 4 章地域別構想【中部地域】の施設整備の方針において、江南駅周辺は、魅力ある中心市街地の形成を図るため、駅までの交通手段の維持・確保、都市計画道路の整備の推進、江南駅前の市街地開発の検討を進める旨を記載しています。</p> <p>現在、布袋地区では鉄道高架化事業をはじめとした基盤整備事業が進行中で、今後はこれらの完成を見据え、布袋地区での事業効果を検証しながら江南駅周辺での計画について地域の声を参考に検討していきたいと考えています。</p> |

| | |
|-------|---|
| 意見の概要 | <p>(都) 本町通線は一方通行を対面交通にすることによって交通機能の向上、良好な都市空間を形成する働き、江南駅を有する質の高い市街地形成機能を高める道路であると考えており、(都) 本町通線の事業決定と早期着工を求める。同事業を数期に分け、第1期を本町1丁目から2丁目の北側のみとし、予算の節約を図り、新町通りから愛栄通りへ抜ける変則対面交通を早期に実現する。</p> <p>(都) 江南通線の伝馬町通りと寺町通りの工事を同時に進める。地主の反対、死亡に伴う相続の影響が考えられ、伝馬町部分の円滑な進行ができるとは限らないからである。</p> |
| 市の考え方 | <p>本計画の第4章地域別構想【中部地域】の施設整備の方針において、(都)本町通線は、地域の円滑な交通処理や良好な環境を形成するため、整備を図るよう検討する旨を記載しています。</p> <p>本市においては、限られた財源の中で効率的に効果を発現させるため、「選択と集中」により基盤整備を進めています。江南駅付近においては、(都)江南通線の重要度が高いと判断し、平成29年度から街路改良事業を施行しています。</p> <p>また、事業の施行箇所については、関係権利者との調整状況や地域の意向などを参考に決定していきます。</p> |

II.江南市緑の基本計画(案)について

意見はありませんでした。

用語解説

あ行

- 空き家バンク制度

空き家の賃貸・売却の希望者から申込みを受けた情報を空き家の利用希望者に紹介する制度。

- いこまいC A R

市民の市内移動の交通手段として、市が運行しているタクシーを利用した交通サービス。

- 医療施設

本計画における医療施設は、「都市構造の評価に関するハンドブック（平成 26 年 8 月国土交通省）」に基づき、病院及び診療所を対象とする。

- N P O

「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

- 温室効果ガス

太陽からの熱を大気中に維持し、地表を暖める働きがある二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの総称。

か行

- 学習等供用施設

学習室、保育室、集会室、休養室を有し、個人の学習、保育、団体の集会などに利用する施設。

- 合併処理浄化槽

生活雑排水とし尿とをあわせ処理する浄化槽のこと。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、水質汚濁物質の削減効果が大い。

- 観光入込客数

観光レクリエーション資源・施設における利用者数（観光入込客数）をまとめた統計。各地域内での観光レクリエーション活動の発生量の目安となる。

- 官民連携

これまで行政が担っていた公共サービスについて、積極的に民間と協働し、民間の資本やノウハウの活用を進めること。

- 義務的経費

任意に削減できない極めて硬直性が強い経費で、人件費（職員の給与など）、扶助費及び公債費（地方債の元利償還金など）がある。

- 緊急輸送道路

地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点と相互に連絡する道路。

- 区域区分

無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成などの観点から、都市計画区域を「市街化を促進する区域（市街化区域）」と、「市街化を抑制する区域（市街化調整区域）」に区分すること。

- 兼業農家

世帯員のうちに兼業従事者が一人以上いる農家。なお、農業所得を主とするものを第 1 種兼業農家、農業所得を従とするものを第 2 種兼業農家という。

- 公園緑地等のカバー圏

公園緑地等（都市公園、児童遊園など）から一定の距離の中に含まれる範囲を示す。一

定の距離は、公園緑地等の規模別に、従来の都市公園法施行令に規定されていた誘致距離を参考に設定した。

- 交通結節点

異なる交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道などが挙げられる。

- 高齢化率

総人口に占める 65 歳以上人口の割合。

- 子育て支援センター

子育て家庭などに対して、親子同士のふれあいの場であるサロンの提供、育児不安などに対する相談・助言、子育てサークルなどの育成・支援、各種教室や子育て講習会などの開催及び子育てに関する情報誌の発行を行う支援センター。

- コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少や高齢化が進む中であっても、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活サービス機能を確保し、市民が安心して暮らせる、持続可能な都市経営を実現できるよう、関係施策間で連携しながら、都市のコンパクト化と拠点間の交通ネットワークを形成すること。

さ行

- 財政力指数

地方自治体の財政力を示す指数で、標準的な行政運営に必要な一般財源を、市税などの収入でどの程度まかなえるかを表す。この指数が高いほど、財源に余裕があるといえる。なお、1 を超える団体は、普通交付税の交付を受けない。

- 三大都市圏

三大都市圏は、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県に含まれるすべての市町村。

- 市街化区域

都市計画区域のうち、既に市街地が形成されている区域と、概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。用途地域などを定め、秩序ある市街地形成を図るとともに、市街化を促進する都市施設を定め、市街地開発事業などによって整備、開発を積極的に進めるべき区域とされている。

- 市街化調整区域

都市計画区域のうち、「市街化を抑制すべき区域」。市街化調整区域内では、原則として、農林漁業用の建物などを除き開発行為は許可されず、また用途地域を定めないこととされ、市街化を促進する都市施設も定めないものとされている。

- 自給的農家

経営耕地面積 30 a 未満かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の農家。

- 自主財源

市が自らの権限で収入することができる財源で、主なものは市税。その他には、分担金・負担金や使用料、手数料、諸収入などがある。

- 市民緑地制度

市民緑地とは、都市内に緑とオープンスペースを確保し、住民の利用に供するために設置・管理される緑地をいう。市民緑地制度には、土地所有者などが地方公共団体と契約を締結して設置管理する市民緑地契約制度と、民間主体が市区町村長による認定を受け、市民緑地設置管理計画に基づいて設置管理する市民緑地認定制度がある。

●準用河川

河川法の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川。

●条例公園

「江南市都市公園条例」において定められている公園。

●人口集中地区（D I D）

国勢調査時において、原則として人口密度が1 km²当たり 4,000 人以上の基本単位区などが市区町村の境界内で互いに隣接して、5,000 人以上を有する地域。

●親水施設

水や川に触れることで、水や川に対する親しみを深めることができる施設。

●診療所

診療所は 19 床以下の病床を有する、医療を行うための施設。

●生産緑地地区

市街化区域内の農地などのうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に効果があり、公園・緑地など公共施設等の敷地に適している 500 m²以上の土地を指定し、農林漁業との調和を図りつつ良好な都市環境の形成を図るもの。

●スプロール

市街地が無計画に郊外に拡大し、無秩序な市街地を形成すること。

●総世帯数

国勢調査における、「一般世帯」と「施設等の世帯」を合計した世帯数。

業、漁業が分類される。また、第 2 次産業は鉱業、製造業、建設業等が分類されるほか、第 3 次産業は卸売業、小売業、サービス業、公務等が分類される。

●地域資源

地域に存在する産地の技術、農林水産品、観光資源といった地域の特徴ある産業資源。

●都市基盤施設

道路、公園、排水施設及び供給施設などの都市活動に必要な基盤施設のこと。

●都市計画区域

都市計画を策定する場となる都市の範囲であり、都心の市街地から効外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人やモノの動き、都市の発展を見通し、地形などからみて、一体の都市として捉える必要がある区域。

●都市計画道路

都市施設の種類として都市計画に定められる道路。自動車専用道路、幹線道路、区画街路、特殊街路の 4 種類がある。

●都市公園

都市の防災性向上や良好な都市環境の提供、市民活動の場の形成などを図るため、国または地方公共団体が設置する公園・緑地。

●都市のスポンジ化

都市の内部において、空き地・空き家などの低未利用の空間が、ランダムに広がり、全体として人口密度が下がっていく現象。

●都市緑地

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地。

●土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用の増進を図るために

た行

●第 1 次産業

就業者の事業所の主な事業の種類によって分類したものであり、第 1 次産業は農業、林

行われる土地の区画形質の変更や公共施設の新設または変更に関する事業。

- 徒歩圏人口カバー率
各施設の圏域（半径 800m、半径 1 km）に含まれる人口 ÷ 市全域の人口。

な行

- 南海トラフ地震防災対策推進地域
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、国の中央防災会議により指定された地域。（本市を含め愛知県下全市町村が指定されている）
- 内水氾濫
市街地に降った雨の量が処理能力を超えて地域内にあふれる状態のこと。
- 二次林
伐採や災害などによって森林が破壊された後、自然的または人為的に再生した森林。
- 認可外保育施設
乳児または幼児を保育することを目的とする施設であり、都道府県知事、政令指定都市の市長または中核市の市長の認可を受けていない（または認可を取り消された）施設の総称。

は行

- PPP
Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上をめざすもの。
- 病院
病院は 20 床以上の病床を有する、医業を行うための施設。

● バリアフリー

障害者や高齢者が、生活するうえで支障となる物理的な障壁や意識上の障壁を取り除くこと。また障壁が取り除かれた状態。

● 福祉施設

本計画における福祉施設は、「都市構造の評価に関するハンドブック（平成 26 年 8 月国土交通省）」に基づき、通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設を対象とする。

● 扶助費

社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障害者などに対して行っている様々な支援に要する経費。

ま行

● みどり法人制度

NPOなどの法人や民間会社による自発的な緑地の保全・緑化の推進を図るため、市町村が、緑の担い手となる法人や民間会社を緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）に指定する制度。

や行

● 優先的に通行を確保する道路

「江南市耐震改修促進計画」において、優先的に通行を確保する道路として位置づけられた道路。

● ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

障壁を取り除くことをバリアフリーというのに対し、はじめから障壁を作らないという考え方がユニバーサルデザイン。

ら行

- 流出人口

国勢調査における通勤・通学の流動において、常住地が江南市で通勤・通学先が他市町である人口。

- 流入人口

国勢調査における通勤・通学の流動において、常住地が他市町で、通勤・通学先が江南市内である人口。

- 緑化重点地区

緑の基本計画のなかで、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として定める地区。駅前など都市のシンボルとなる地区や緑化の推進に関し住民意識が高い地区などに設定する。

- 緑化地域制度

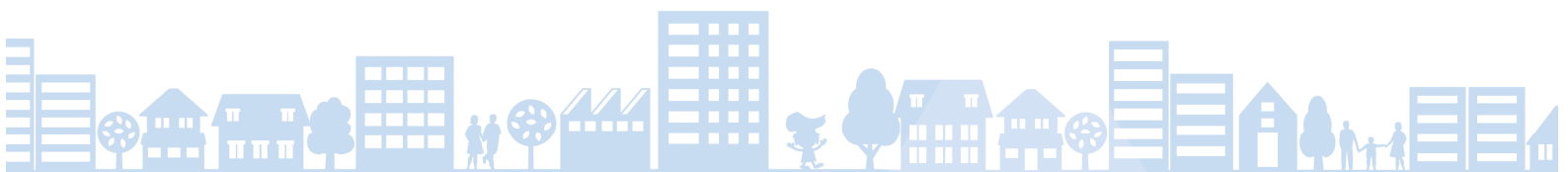
緑が不足している市街地などを対象に、都市計画の地域地区である「緑化地域」に指定し、一定規模以上の建築物の新築・増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。

江南市都市計画マスタープラン
江南市緑の基本計画
平成 31 年 3 月

【発行】 愛知県江南市
〒483-8701
愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地
電話(0587)54-1111(代)

【編集】 都市整備部 都市計画課

この冊子は再生紙を使用しています。



江南市